利益に関する開示文書

日本小児科学会利益相反の開示すべき項目

- 1 産学連携活動に係る受け入れ額が、1 企業あたり年間 200 万円以上(所属機関からの間接経費が差し引かれる前の金額)の場合
- 2 コンサルタント. 指導. 講演. 給与としての個人収益が, 1 企業あたり年間 100 万円以上(税金や源泉徴収額を引く前の金額)の場合
- 3 産学連携活動に係る個人収益(公開・未公開を問わず,当該企業の株式等の出資・取得・保有及び売却・譲渡,ストックオプションの権利譲受,もしくは,役員報酬,特許権使用料等)が1 企業あたり年間100万円以上あった場合(但し,投資信託,もしくは,当該個人によって管理・制御できない多角的なファンドにおいて資金運用される場合を除く)
- 4 上記 1~3 のいずれかに該当する企業に一親等の親族が現在勤務している場合

該当しない場合には「日本小児科学会の定める利益相反に関する開示事項はありません.」と論文の末尾に記入する.

該当する場合には「日本小児科学会の定める利益相反に関する開示事項に則り開示します, (企業名)から(〇〇円).」と論文の末尾に記入する.

学術集会演題,機関誌投稿論文,いずれの場合も,個人収益の場合は,前年の1月1日から12月31日まで,ただし,寄付金や企業からの受託等,産学連携活動に係る研究の場合は,前年4月1日から本年3月31日までの期間でも可.